

# 日本側質問【質問1：韓国の事業承継制度】

～非上場株式の評価を中心に～問題点と今後の対策

## (1) 事業承継に対する贈与税の課税特例制度（「租税特例制限法」第30条の6）

企業の経営者が生前に子に企業を事前相続するようにすることによって、企業の永続性を維持し、経済活力を高める為に、2008年から施行されている。この制度において、法人の株式を子又はその配偶者に贈与し、事業承継をする場合には、贈与税の課税価額100億ウォンを限度に、贈与税の課税価額から5億ウォンを控除後、30億ウォンまで10%、30億ウォン超過分は20%の税率で課税後、相続時に精算する制度である。

## (2) 事業相続控除制度（「相続税及び贈与税法」第18条、施行令第15条）

1997年導入時には、15年以上経営した中小企業を相続する場合に1億ウォンを限度に控除したが、本格的に拡大し始めたのは2008年からである。事業経営期間10年以上である企業で、控除金額は、事業相続財産価額の20%（限度30億ウォン）であり、引き続き事業相続財産価額の40%、70%まで拡大し、その限度額は最大300億ウォンまで拡大した。2014年からは事業相続控除の対象企業の範囲を売上高3千億ウォン以下の中堅企業まで拡大することと同時に、事業経営期間によって100%相続控除（最大500億ウォンを限度）するものの、被相続人が保有段階で発生したキャピタルゲインに対しては相続人が譲渡する時点で譲渡所得税による繰延課税することとした。2017年には事業経営期間が30年以上経過した場合に、500億ウォンを控除し、2019年からは相続税納付能力の検証のために事業相続人の事業相続財産以外の相続財産が該当事業相続人の納付する相続税額の2倍を超過する場合には、事業相続控除を適用できないように制限した。事業相続控除制度は、一時的に高額な相続税を一時に納付する負担を緩和するものの、後日、株式を譲渡する時に、譲渡所得税で課税をしようという趣旨を持つ。

## 1. 事業承継に対する贈与税の課税特例（「租税特例制限法」第30条の6）

### 1) 事業承継支援制度の要件

①18才以上の子が、②60才以上の父母から、③中小企業又は中堅企業において、贈与者が10年以上継続して経営した企業の株式の贈与を受けて事業を承継した場合には、④贈与税の課税価額（100億ウォンを限度）から5億ウォンを控除し、税率を10%（課税標準が30億ウォンを超過する場合、その超過金額は20%）で贈与税を賦課する。中小企業は、業種基準・売上規模基準・資産総額5千億ウォン未満、中堅企業は、業種基準・売上規模基準（3年平均5千億ウォン未満）を充足しなければならない。

### 2) 事業承継制度の手続（租特法施行令第27条の6）

①受贈者は贈与税の申告期限まで事業に従事、贈与日から5年以内に代表理事就任（7年間代表理事職を維持）→②要件調査（贈与税の賦課決定又は申告是認）→③7年間事後管理

→④事後管理の要件違反時に贈与税を追徴

### 3) 贈与税の追徴事由(7年間の事後管理、追徴利率は日歩3銭/年10.95%)

主たる業種変更、1年以上の休業又は廃業、事業の不承継、贈与日から5年以内に代表理事に就任しない場合や7年まで代表理事職を維持しない場合、贈与を受けた株式等の持分が減る場合。以下の場合には、追徴しない。

〈追徴除外事由〉

受贈者が死亡した場合にその相続人が相続税の課税標準申告期限までに受贈者の地位を承継、贈与を受けた株式を国家又は地方自治体に譲渡する場合、受贈者が病氣療養等で事業に直接従事することができない場合、合併・分割等で受贈者が最大株主に該当する場合、株式の上場による持分比率の減少、有償増資による持分比率の減少

## 2. 事業相続控除制度(「相続税及び贈与税法」第18条、施行令第15条)

### 1) 事業相続控除額

10年以上継続して経営した中小又は中堅企業の経営者が死亡する場合に、相続財産に対する事業相続控除額は、次のとおりである。

①被相続人が10年以上20年未満継続して経営した場合：200億ウォン(2017.12.19改正)

②被相続人が20年以上30年未満継続して経営した場合：300億ウォン(2017.12.19改正)

③被相続人が30年以上継続して経営した場合：500億ウォン(2017.12.19改正)

### 2) 事業承継制度の要件

10年以上続いた中小企業経営者の①配偶者や18才以上の子が、②相続以前2年以上事業に従事し、③相続税の申告後2年以内に代表理事に就任し、④10年間、従業員を減らさず、⑤承継企業の資産を処分しないで事業を継続して経営しなければならない。被相続人は事業経営期間のうち、次の各号のいずれか一つに該当する期間を代表理事として在職しなければならない。

(a) 100分の50(上場法人の場合は、100分の30以上)以上の期間

(b) 10年以上の期間(相続人が被相続人の代表理事等の職を承継して、承継した日から相続開始日まで継続して在職した場合に限定)

(c) 相続開始日から遡及して10年のうち、5年以上の期間

### 3) 事業承継制度の手続

10年以上中小企業を経営した①被相続人が残した遺産に対する相続税の申告時に関連書類を備えて申請→②申請内容の事実可否の調査(事業承継の事前要件等を調査)→③相続税決定(政府賦課)→④10年間の事後管理→⑤事後管理の要件違反時に追徴

### 4) 相続税の追徴事由(10年間の事後管理、追徴利率は年1.8%)

- (a) 事業資産の20%(相続開始日から5年内は10%)以上を処分した場合
- (b) 該当相続人が事業に従事しなくなった場合(代表理事未就任、主たる業種変更、1年以上休・廃業又は無実績)
- (c) 株式等を相続した相続人の持分が減少した場合(相続した株式等を物納することによる持分が減少する場合は除く)
- (d) 各事業年度の正規職勤労者数の平均が、相続が開始された事業年度の直前2期の事業年度の正規職勤労者数の平均80%に達しない場合
- (e) 相続が開始された事業年度末から10年間正規職勤労者数の全体平均が、基準雇用人員の100分の100(規模の拡大等で中小企業に該当しなくなった企業の場合には、100分の120)に達しない場合

〈追徴除外事由〉

- (a) 事業相続した相続人が死亡した場合(相続人が地位承継すること)
- (b) 事業相続財産を国家又は地方自治体に贈与する場合
- (c) 相続人が兵役義務の履行、病気の療養等やむをえない事由に該当する場合
- (d) 収用又は国家等に譲渡、施設改替、事業所移転等で処分、(代替取得しなければならない)
- (e) 合併・分割等の組織変更
- (f) 耐用年数を経過した資産を処分する場合
- (g) 国家又は地方自治体に贈与する場合
- (h) 相続人である最大株主が株式を上場するために持分を減少させる場合

3. 事業相続財産のうち株式評価方法

1) 評価の原則(相続税法第60条)

①相続税及び贈与税法の財産評価は、相続開始日又は贈与日(評価基準日)現在の時価による。上場株式の場合は、評価基準日以前・以後の各2ヶ月間に公表された毎日の証券取引所の最終相場価額の平均額を時価とみなす(相続税法第60条第1項)。

②非上場株式の評価は、原則的に評価基準日現在の時価によって評価する。この時に適用される時価は、不特定多数間で自由に取引が成立する場合に、通常的に成立すると認められる価額を適用する。時価の定義に適合した評価をするためには、評価基準日前後6月(贈与財産の場合は、3月)以内に売買・鑑定・収用・競売又は公売等と

同じ事例価額が確認される場合には、これを時価とみなす。このような事例価額が存在しない場合は、補充的評価方法によって評価する。補充的評価方法による1株当たり評価額は、純損益価値と純資産価値をそれぞれ3と2の比率(不動産過多保有法人の場合は、純損益価値と純資産価値をそれぞれ2と3にする)で加重平均した価額とする。ただし、その加重平均した価額が、1株当たり純資産価値の100分の80より低い場合には、1株当たり純資産価値の100分の80(2017. 4. 1~2018. 3. 31までは70%)を評価額とする。

\* 不動産過多保有法人は、(土地+建物+不動産に関する権利  $\geq$  資産総計の50%)

\* 1株当たり純損益額=1株当たり直近3年間純損益額加重平均額/10%(企画財政部令告示利率)

(a) 純損益額の加重平均額は6で割って計算する(評価基準日以前1年となる事業年度の1株当たり純損益額に3、2年となる事業年度の1株当たり純損益額に2、以前3年となる事業年度の1株当たり純損益額に1をかけて計算した金額)。

(b) 次の7個の場合は、純損益額の加重平均額の代わりに1株当たり推定利益で評価することができる。推定利益は、信用評価会社、会計法人、税務法人が計算することができる。

①直近3年間の資産受贈利益等が税前利益の50%超過、②評価基準日前3年以内の合併・分割・増資又は減資をした場合や主たる業種が変わった場合、③合併による贈与利益算定のための株式価額算定、④直近3月の事業年度のうち1年以上休業した場合、⑤有形資産処分損益と資産受贈利益が税前損益の50%超過(3年加重平均金額)、⑥主たる業種の正常売上の発生期間が3年未満の場合、⑦その他企画財政部長官が定める事由

\* 1株当たり純資産価値=該当法人の純資産価額/発行株式総数

1株当たり純資産価値のみで評価する場合は、(a)清算中の法人、事業継続が困難な法人、事業開始前の法人、事業開始後3年未満の法人、休業・廃業中の法人、直近3年間継続して欠損である法人は、純資産価値(営業権未計上)によって評価。しかし法人転換後3年未満の法人等は、営業権を加算して評価、(b)ゴルフ場等の業種で資産総額のうち不動産の比率が80%以上である法人、(c)資産総額のうち株式価額の比率が80%以上である法人、(d)残余存続期間が3年以内である法人

1株当たり純資産価値=当該法人の純資産価値/発行株式総数又は換算株式数

\* 増資又は減資による換算株式数=

[増資(減資)前の各事業年度末の株式数]×[増資(減資)の直前事業年度末の株式数+増資(減資)の株式数]/増資(減資)の直前事業年度末の株式数

\* 評価審議委員会の審議を通した非上場株式評価:

納税者の申請によって施行令第5第6項に規定する評価方法を適用でき、この時に納税者が評価する価額は、補充的評価方法による株式評価額の100分の70から100分の130の範囲内の価額である場合に限定する。

\* 最大株主等の保有株式に対する割増評価

最大株主等が保有する株式等に対しては、その価額の20%（中小企業は10%）を加算するが、議決権のある発行株式総数等の50%超保有時には、30%（中小企業は15%）を加算する。最大株主等とは、施行令第19条第2項に掲げる親族等の特殊関係人をいう。

ただし、次の場合は割増評価をしない。

- (a) 継続して3年間欠損法人の株式
- (b) 評価基準日前6ヶ月（贈与は3ヶ月）以内に保有株式をすべて売却した場合
- (c) 合併・増資・減資・現物出資及び転換社債の株式転換による贈与利益を計算する場合
- (d) 相互出資株式（2次出資法人からの割増評価を除く）
- (e) 事業開始3年未満の法人で営業利益がすべて0以下である法人
- (f) 相続税又は贈与税の申告期限以内に法人の清算が確定した株式
- (g) 最大株主から最大株主以外の者が相続又は贈与を受けた場合
- (h) 名義信託による贈与擬制の適用株式

4. 事業承継制度の問題点と今後の対策

1) 中小企業中央会が2017年11月～12月に中小企業500社を対象に実施した事業承継の実態調査によると、調査に参加した中小企業67.8%は承継計画があり、64.6%は子に継承したいとし、経営1世代であるほど、また代表年齢が高いほど、会社を子に譲ってあげたい意志が強かったとする。しかし、このうち58.2%は、承継の方法を決定できていなかったが、これは事業承継制度が現場のニーズを満たしていない結果と解釈できる。事業承継の問題点として「相続税・贈与税等の租税負担」が67.8%で最も高く、次いで資金及び販路等の総合的支援政策の不足が17.4%と続いたという。全体の中小企業697,630社のうち業歴が50年以上なのは、1629社（0.2%）に過ぎず、中小長寿企業の平均業歴は56.1年であった。

2) 事業相続控除は、10年以上の長期事業者を対象としており、最大株主の株式保有比率が非上場法人は50%、上場企業は30%以上である場合に限定している。また、上記の要件を満たしている場合でも、被相続人が事業を10年以上営みながら、その期間の50%以上、10年以上の期間（相続人が被相続人の代表理事等の職を承継して承継した日から相続開始日まで在職した場合に限定する）、相続開始日から遡及して、10年の期間のうち5年以上の期間等のいずれかに該当する期間中は、代表理事として在職していなければならない。これらの規定で高齢化時代に創業者が高齢の年齢でも代表理事をしなければならない点、高い税率、最大株主に対する株式の割増評価、適用後10年間、毎事業年度の80%の雇用維持、又は10年間平均100%の雇用を維持（中小企業に該当しなくなったときは、120%）を要求とする点等の欠点である規定を改善し、経済を活性化し、中小企業の安定的継承基盤を構築しなければならないと判断でき、10年間の事後管理、企業の将来に対する不確実性等によって、申請企業は2014年度106件、2015年度76件、2016年度に130件決定されたのみである。